

大阪府内公立中学校の「校則」に関する一考察

Current School Rules in Public Middle Schools in Osaka Prefecture

大津 尚志*

OTSU, Takashi*

要旨

大阪府内では 2017 年に「黒染を強要された」ことを理由に生徒が校則をめぐる訴訟を提起するということがあった。提訴の後、大阪府教育委員会は高校の校則の点検や公開を指示するようになった。それでは、大阪府内の市立（区立）中学校について校則についていかなる実態があるのか。それは、30 年前の中学校の校則や現在の高校の校則と比するとどのような特徴があるのか。現在の高校の校則とはどう違うのか。「細かすぎる校則」や「理由の説明が難しい校則」がやはり存在するのではないか。校則が生徒の権利を意味なく侵害するものになっていないのか。本稿ではそういった観点から校則を分析することを試みる。そして、現在改訂が予定されている『生徒指導提要』の「改訂案」をもとに、現状の問題点を指摘することを考える。

キーワード：校則 校則の見直し 中学校 生徒指導提要 大阪府

はじめに

「校則」という用語は法的な根拠のないものである。今日にいたるまで「校則を作成すること」ということにかかわる法令は存在しない。一方で、各学校で校則（生徒心得）が制定されていることは多く、それは生徒の学校生活に大きく影響を与えることがある。

2017 年に大阪府内で、生徒が「生まれつき茶髪の生徒が黒染を繰り返し強要された」ことから損害賠償を求める訴訟が提起された。再び、校則に関する報道が増える、「校則の見直し」が注目されることとなったといえる。同ケースで校則に関する部分はいずれも原告敗訴におわっている。

しかし、大阪府教育委員会はこの事件の提訴の後に、府立高校に校則の点検や公開の指示をするようになった⁽¹⁾。ところが、大阪府教育委員会の「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」（主に中学校が対象と考えられる）においては、校則に関する言及はない⁽²⁾。文部科学省が 2021 年 6 月 8 日に「校則の見直しに対する取り組み事例」⁽³⁾という事務連絡を都道府県教育委員会などにむけてだしている。そこでは、「校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。」「教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみ指導になっていないか注意を払う必要があります。また、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要です。」と述べて教育委員会や学校の取り組み事例を示している。こういった方針は特に 2021 年になって初めてだされたものではないが、本稿執筆の時点（2022 年 9 月）では、今後さらなる「見直し」がすすむ可能性がある⁽⁴⁾。

本稿は、公立中学校の校則の内容を分析してその内容の動向を明らかにすることを研究目的とする。研究方法としては、2021 年 9 月、10 月において大阪府内の市立中学校（義務教育学校後期課程を含む）における校則（生徒心得）の文面を、合計 168 校の校則を、情報公開制度を通して（あるいは市より情報提供をうけて）、入手できる市から複写を入手⁽⁵⁾して、その内容を分析することによる。次い

* 学校教育センター准教授

で 1985 年頃の中学校校則、2020 年の高校校則との比較も行う。なお、「校則」の範囲内は必ずしも明確ではなく、校則以外にルールが定められている可能性がある。例えば、校則に制服に関する規定がなくても別のルールで登校時の制服着用が生徒に事実上命じられているということがある。あるいは逆に校則の文言が事実上空文化されている、という可能性もある。また、生徒に公開されていない「生徒指導内規」が存在する可能性もある。

大阪府内の校則に関して市によつての傾向は場合によってはあることをまずここで述べておく。たとえば「ベルト」についての規定は寝屋川市では 12 校中 10 校に規定がある。豊中市では 18 校中 0 校である。「名札」に関しては岸和田市では 10 校中 9 校に規定がある。八尾市では 16 校中 3 校である。髪が長い女子は髪をくくることを校則に明記しているのは、今回の調査の範囲内では 26.8%だが、大阪市内に関しては 84.3%である。校則制定に際して、近隣の学校の規定を参考にしているところもあると考えられる。

次いで、現在では 2010 年にだされた『生徒指導提要』が改訂作業中である。2022 年の『生徒指導提要』の「改定案」は 2011 年版に比して、「校則」に関する言及を大幅に増やしている。校則に対するさまざまな言及をおこなっている。現時点での校則はそれに十分といえるものなのか。そうでないとすればどのような問題を指摘できるのか、を考察することを試みる。

多数の校則の内容を分析する先行研究としては、以下のものがある^⑥。

- ①伊ヶ崎暁生ほか「生徒手帳を考える」『国民教育研究所年報 1985 年度』1985 年、pp.22-27、「生徒手帳を考える」『民研教育時報』第 14 号、1985 年、pp.2-39。
- ②滝内大三「生徒心得と生徒指導」『大阪経大論集』159 - 161 号、pp.967-984、1984 年。
- ③『学校生活と子どもの人権：校則、体罰、警察への依存をめぐって』日本弁護士連合会第 28 回人権擁護大会シンポジウム第一分科会実行委員会、1985 年。
- ④「中学校のきまりの現況」『大阪市教育センター紀要』10、pp.81-111、1986 年
- ⑤坂本秀夫『生徒規則マニュアル』ぎょうせい、1987 年。
- ⑥渡辺顕治、牧野篤ほか「校則についての調査」『国民教育研究所年報 1988 年度』1988 年、14-42 頁、「校則についての調査研究」『国民教育研究所年報 1989 年度』1989 年、pp.18-46、「校則についての調査」『民研教育時報』第 23 号、1989 年、pp.2-51、『民研研究委員会資料 3 校則問題資料』国民教育研究所、1990 年。
- ⑦太田周二郎『高校生のゆううつ』法律文化社、1995 年。
- ⑧栃木弁護士会『校則と子どもの権利』随想社、1996 年。
- ⑨大津尚志「大阪府内公立高校の校則」『校則を考える』晃洋書房、2021 年。
- ⑩福岡県弁護士会「校則に関する調査報告書」2021 年。

https://www.fben.jp/suggest/archives/2021/02/post_395.html

- ⑪田中祐児、岡田有真、荒木真歩、本田由紀「埼玉県立高等学校における校則のテキスト分析」

『東京大学大学院教育学研究科紀要』61、2022 年、pp.419-436。

①は全国の教員組合を通して生徒手帳を中学校 155、高校 101、盲学校 1 を入手して、比較検討を行ったものである。②は大学教員である筆者が 1983 年に学生の協力を得て 109 校の中学校校則を収集して分析している。③は日本弁護士連合会で作成された報告書であるが、1985 年の時点で、中学校 597、高校 388 の校則（生徒心得を含む）を収集して分析対象としている。①②③ともに校則が問題視されはじめたころの事例を収集している資料として貴重といえる。いずれも、当時の校則に対して批判的な見解を述べている。例えば、②では、生徒心得の分析した結果、あまりに些末なことにまで

規制が及んでいることを問題にして、『教師＝親代わり論』に基づく、学校における一元的支配』『中学生＝幼児説』を生み出している」と結論で書いている。

④は大阪市内の82の生徒手帳を分析している。大阪市内のみに限定されるが、服装や頭髪について細かく分析している。⑤は公立中学校1125、公立高校221の校則を収集した研究成果であり、特に中学校は全国にある中学校の1割におよぶまでの大規模な調査結果でありかなりの労作である。地域によって収集率のばらつきはあるものの、地域間の比較も含めて記されている。当時公立中学校の33.5パーセントに「丸刈りの強制」が存在していた。大都市では少ない、北海道、東京、神奈川、京都などはゼロ又はゼロに近い、北関東、中部、中国、四国、九州、沖縄は50パーセントを超えるという地域差を指摘している。

⑥は①の続編ともいえるもので、1988～1989年の千葉、石川、三重、広島、大分県の教員組合の協力をえた調査研究の成果である。5年間の間に「改訂がかなり進められたことをうかがわせる」「とくに中学校において『服装』『頭髪』そして『自治活動』...において、細分化・規制強化の傾向が強いことがうかがわれる。」と述べる。アンケートの自由記述欄の紹介もみられ、当時の生徒の校則への思いを伝える資料といえる。

⑦は大学教員である筆者が1993年に授業の受講生の協力を得て215校の校則を収集して分析対象としている。国公立大学の学生からのみ入手した校則であるゆえ、「進学校」に偏り全体像をあらわしていない可能性がある。しかし、靴下の色規制をしている高校が96.7パーセントあるなど、当時の校則がどこも厳しかったことを調査結果は示している。

⑧は栃木弁護士会による、栃木県内の中学校、高校の詳細な調査であり、データ化も綿密になされている。弁護士によるものであるゆえ、法的な分析も豊富になされている。

⑨は大学教員である著者が、2019年から2021年にかけてホームページで公開されている大阪府内の公立高校97校を対象としている。都市部に地域が限定され、高校のみを対象としている。⑩も大学院生・研究者によるものであるが、埼玉県近年の公立高校を対象としている。高校の入学偏差値や設立時期なども含めた分析も行っている。⑩は弁護士会による調査報告書であるが、福岡市の69の中学校と2の特別支援学校を対象とする報告書である。

①～⑧ともに、「校則の見直し」がはじまった直後のものである。そのころの関心が高かったことを示すものであろう。⑨～⑪は近年のものであるが、⑨⑩は高校のみを対象としている。⑩は福岡市の中学校を対象としていて生徒や教職員の聞き取りも行っているが、本稿とは視角を異にする。先行研究の欠落を埋める点でも本研究は意義をもつと考える。

第1節 大阪府内中学校校則の内容について

それぞれ、項目ごとにその内容の特色を分析していく。調査結果を示したうえで、必要に応じ解釈を加えることとする。

①一般原則

校則の最初に「一般原則」を述べている学校は16.0パーセントと少数である。「〇〇中学生としての自覚を持ち」と所属意識を喚起するところ、「中学校で集団で生活していく上で、きまりが必要です。」ときまりの意義を述べるところがある。

冒頭に、校訓をかかげているもの「自ら伸びよう 他の為に計ろう」(八尾市)、「よき人柄と自主性のある行いによって、温かい友情にあふれる立派な校風を作るよう行動しよう」(寝屋川市)とはじめているところもある。

②制服（標準服）

制服（標準服）についてはほとんどの（93.9%）学校が規定している。判例上制服（標準服）に購入義務はない⁷⁾が、校則によって購入義務がないことを明記している校則は皆無であった。

「極端に短い、極端に長いスカートの着用は禁止」（高槻市）などスカートの長さについての規定は多くの学校にある。変形の禁止（スカートの折り曲げなど）や、「腰パンの禁止」を定めているところもある。

「女子は学校指定のスカートまたはズボンを着用のこと」など、女子スカート・スラックスの選択を認めるところも増加してきている（明記されているところは16.7%、それ以外に制服に男女の別を設けていない学校で認められている可能性がある）。男子・女子ともに「申請により、ズボン・スカートの着用を行うことができる」（寝屋川市）というように、まったく性に中立な（男子にスカート着用を認める）規定をおいている場合もある。

夏服・冬服の更衣の時期に関しては、決めているところ（夏服・冬服・併用期間の時期も決めている場合）と、「自分で判断してください」としているところがある。

③防寒着（セーター、カーディガンなど）、防寒具（手袋、マフラーなど）の規定

制服以外の衣類をどのように規定するかという問題がある。「制服でない服類（カーディガンやパーカーなど）は禁止」（東大阪市）という場合もある。

セーター・カーディガンには色指定をしているところは多い。色指定あるいは学校指定品を定めていて事実上色指定となっているところは、53.0%に及ぶ。防寒着を学校指定とする場合、事情があつて購入できない生徒には我慢を強いることにならないのか、という問題がある。

色指定に関しては、「紺、黒、灰、白、茶」のすべてかそのうち何色かとなっている場合が多い。「地味な色」「華美や派手を避ける」という意味かと思われる。そのうち3色だけ許されている場合、どうしてほかの2色は認められないのか、となると説明が不可能かと思われる。ベージュやキャメル、アイボリー、深緑色が認められることも数校程度にある。

防寒具に関しては、「手袋は着用してよい」と許可を明記している場合もある。「手袋、マフラー、ネックウォーマーは登下校時の着用のみ、校内での着用は認めない」という場所を規制するものがある。室内で着用しないという礼儀を示すものであろうか。タイツに関しては「黒色無地」あるいは「黒、肌色」「黒、ベージュ」のみ許可ということがある。カイロは可としているところがある。校則に規定がないところではカイロの持参は可能なのかは、学校によるとと思われる。

④靴下・下着

靴下に関する規定は66.7%の中学校に規定がある。具体的には、色指定のある場合「白、黒、紺、グレー」とあるか、そのうち何色かになっている場合がある。「白のみ」ということもある。「派手でないもの」としている場合もある。柄については、「ワンポイント・ライン入り可」「絵柄の靴下（アニメのキャラクターや水玉やストライプなど）は許容しない。」などとある。『式』では白とする。

（東大阪市）など、式典のときのみの規定が存在する場合もある。長さについて「くるぶしがかくれるもの」としている場合がある。

特定のものを禁止するという場合には、ルーズソックス、くるぶしソックス、ニーハイソックスなどが禁止項目に挙げられる場合がある。「判断に迷うものはその都度検討します」（茨木市）というところもある。

下着に関する規定は13.1%の中学校にみられた。「白色のものを着用する。」「白色またはベージュ色のものを着用する。」「白色で派手でないもの」などとある。下着は白色と規定しながら、「下着の色

がうつらないようにする。」(大阪市) というものもあった。

⑤靴

「白一色の運動靴でひものあるもの」と「ひも靴」を指定している場合がある。「靴ひもがある場合は白色とする」とひもの色まで指定されている場合がある。いずれにせよ「ひもない靴」ではどうしていけないのか。「ワンポイントのないもの」という場合がある。市販されている「メーカーのワンポイントのロゴ」がはいっている靴は着用が許されないこととなる。「靴全体の8割以上が白色であること」(大阪市) という規定もあるが、この規定を厳密に守ることができているかを中学校で検査するのは困難がともなうかと思われる。

「紐もしくはマジックテープの靴」という場合もある。一方で、「ひも付きの運動靴、マジックテープは禁止」という場合もある。マジックテープは困るという理由は不明である。「体育等の活動時に支障がないもの」という場合もある。それゆえ「厚底のもの、ブーツなど、運動に適さないものは禁止」(東大阪市) と書かれている場合もある。サンダル、スリッポンなどの禁止規定がおかれることもある。靴の規制には合理的な理由がないと思われるものが多い。

⑥頭髪・髪型

頭髪の規定はほとんど(96.4%)の学校に存在する。頭髪の長さについては特に規定をおいていない場合も多い。しかし、たとえば「男子長髪の禁止」は減少してきているとはいえある。「男子は髪が目、耳、えりにかぶさる長髪は禁止」(大阪市)、と具体化されている場合がある。「男子は髪を長くのばしたり、派手な髪型にしない」(大阪市)とあると、どこからが「派手」とみなされるか、女子は派手でもよいのか、という問題があるかと思われる。

「前髪は眉の位置まで」が男女を問わない規定として書かれていることがある。「目、耳、襟にかからない」という場合もある。「目にかからない」ならまだしも、「眉にかからない」となると、かなりの生徒にとって散髪後に少し髪が伸びたくらいで「校則違反」になってしまうのではないかと考えられる。

女子の髪型に関してはくくるもの(ゴム、リボンなど)に関する規定は76.8%にある。それは、「くくるゴムの色は、黒・紺・茶」(泉佐野市)、「ヘアピンは可(黒・紺・茶)」と色を指定しているもの、「飾りのないゴムのみ」、あるいは「髪飾りやリボンはつけてこない」など装飾に制限をかけるところも多い。「大きな髪飾り」「シュシュや色付きピンは認めない」「パレット、ヘアクリップなど目立つものやシュシュ、アクセサリ付きのゴムは認めない」(泉佐野市)というように、制限事項を設けている場合もある。「頭髪がえりにかかるときは、うしろでくくる」(大阪市)などと、髪が長い場合にゴムなどでくくることを指示している学校は26.8%ある。

特定の髪型(「ツブブロック」「極端な刈り上げ」「震災刈り」「モヒカン」「そりこみ」など)を禁止している学校は、「奇抜な髪型を禁止」する場合を含めると、66.9%にのぼる。「ツブブロック」とは何であるかは具体的に示すのは困難であり、中学校によって定義が違ってもいわれる。「アシンメトリー」「左右非対称」が禁止となっていることもあるが、「左右非対称」を厳密に解釈すると、髪を束ねるリボンが中央からずれてはいけないという意味にもとれる。1970年代であれば例えば「リーゼント」が非行のアイコンであるかのようにみなされた時期があったが、今日はそのような理由から特定の髪型を規制する必要性があるとは思えない。「長髪、編み込み、くるりんぱ、おだんごなどおしゃれを目的とした髪型は禁止」(高槻市)という場合がある。特異な髪型でなくても「おしゃれ」目的とみなされる場合は禁止されていることもある。「中学はおしゃれをする場所ではありません。」という概括的に心得を示している場合もある。おしゃれを禁止するというのであれば、どこまでがおしゃれ目

的なのかは、よくわからないという問題がある。「流行を追うようなカット・髪型をしないこと」という規定もあるが、これもまたなにが「流行」なのかは必ずしも明白ではない。

パーマの禁止は81.0%の学校でみられるが、「故意にウェーブ，パーマなどかけない」など、「故意に」という文言をいれて、天然パーマの生徒への配慮を示しているところもある。しかし、くせ毛がひどいという理由から本人の希望で「縮毛矯正」や「ストレートパーマ」をかけたい場合はどうなるのか、という問題はある。

「染髪」は91.7%の学校で禁止の規定がおかれている。これも生まれつき白髪が多い生徒が本人の希望により染色したい場合はどうなるのか、という問題がある。「茶髪の禁止」と明記しているところは3校にしか存在しなかった。多くの学校で「生まれつき茶髪」の生徒がいることに配慮ができていると考える。「髪を染めたり脱色したりしないこと。生まれつきの事情がある人は先生に連絡しよう。」(八尾市)という配慮規程が明文化されている場合もある。

「中学生らしい髪型」を求めている学校は44.0%ある。それが、中学校という学習の場にふさわしくない極端に特異な髪型を規制する、という意味に運用されるなら問題ないと思う。しかし、なにが「中学生らしい」のかは明白ではなく、恣意的に運用されてしまい教師の考える「中学生らしさ」を押し付ける結果におわる可能性がある。

「進学・就職の際にふさわしい頭髪で」(茨木市)、「高等学校の面接に行ける頭髪」(東大阪市)などとしているところは6.6%ある。日常生活と「入試の面接をうけるとき」、が常に同じである必要があるのかという問題がある。

「まゆ毛はそらない、ぬかない」など、眉毛に関する規定もある。まゆ毛の形にコンプレックスを持っていて「整えたい」という生徒がいる可能性はある。整えたほうが、清潔感があるように見えることも考えられる。

一方で、頭髪に関して「学校生活に適した身なりを自身で考える」(東大阪市)などと、簡潔なルールのみを示しているところもある。

⑦持ち物

「学校生活に不必要なものは持ってこない」「学習に不必要なものは持ってこない」などと「不要物」の規定を置いている学校は、74.4%ある。いずれにせよ範囲が明確でないという問題があると思われる。「クシ、ブラシは身だしなみのためなら可」(豊中市)という場合もある。

「高価なもの、貴重品、現金は集金があるときなどの場合以外は持ってこない」などと必要最低限以上に現金をもってこないという規定は49.4%にある。事情がある場合は「担任の先生に預ける」となっていることもある。盗難がおきては困るゆえのパターンナリズム的な規則といえよう。「お金・物品の貸し借りの禁止」は多くの校則に書かれているのも同様であろう。

禁止品として例示されている場合もある。例えば音楽機器、お菓子、ゲーム機、カード類(トランプ)、雑誌(マンガ)などである。刃物、カッターナイフなど危険物が明記されている場合もある。

カバンについては、「通学カバン」を指定している場合が多い。それ以外には、「キーホルダーやお守りはつけない」「キーホルダーは一つまで」「ワッペンや装飾品を過度につけないように」などの制約がつく場合がある。

水筒の持参あるいはペットボトルを水筒替わりとして持参することは多くの学校で許可している。中身に関しては、「お茶か水」加えてスポーツドリンクまでとしているところが多い。(ジュースは認められない)

多くの場合「持ち物には、必ず学年・組・名前を記入すること。」という規定がある。必ずとなると、

「学年・組・名前」をボールペンなど記入できないものもあると思われる。規則を文字通りうけとると実行できなくなる、という問題が発生することは他にもある。

⑧化粧・装飾品

化粧を禁止する規定は42.3%にみられた。マニキュア、ピアス、イヤリング、ネックレス、ミサング等の装飾品の禁止規定がおかれているところは53.0%であった。他に、つけまつげ、つけ爪、カラーコンタクトも禁止しているところがある。

リップクリームに関しては、禁止している場合と無色のみ許可している場合がある。理由があるときのみ許可する、という規定もある。薬用の場合の必要性に配慮しているものかと思われる。制汗剤には「無香料、無香性に限る。スプレーは不可。」とする場合がある。

⑨昼食

給食(当番)や弁当に関する規定がある。「昼食は、ランチ給食を注文するか、家庭で作った弁当を持参する事になります。どうしても用意できないときのみ、登校時に昼食を購入してきて構いません。」(茨木市)などである。昼食場所は教室で、と規定しているところが多い。トラブル防止のためかと考えられる。一方で「登校途中に買うことは禁止」や、「コンビニ弁当や市販の弁当は禁止、購入する場合はパンまたはおにぎりで」(茨木市)と購入物に制限をかけているところもある。一方で「市販の弁当は可」(八尾市)としているところもあるが、コンビニ弁当を禁止する合理的な説明はつくのであろうか。

⑩休憩

休憩時間に関しては、「他クラスの教室には入らない」「他学年のフロアには立ち入らない」という規定がある場合がある。トラブル防止や、盗難事件がおきたときへの配慮と考えられる。果たしてここまでの規定が必要かとも思われる。昼休みに関しては、「ボールの貸出規定(貸出の手続き、時間など)」が明記されている場合が多くある。

⑪遅刻・早退

「欠席・遅刻する場合は7:50~8:20の間に保護者に学校へ連絡してもらう。」(東大阪市)などと規定がおかれている。早退については、一度登校した場合無断外出の禁止規定(事情がある場合には、必要な手続きを規定)を置いているところが多い。一度、帰宅した場合に再登校する場合に制服着用義務を明記している場合も多い。

下校時間に関しては、一般下校時(16時など)と、絶対下校時(部活動、委員会活動、生徒会活動などの事情があるときのみ。夏は18時、冬は17時30分など)とさだめている場合がある。

⑫礼儀作法心得

礼儀作法心得に関する規定は55.8%にある。挨拶に関する言及は多くのところである。「家の人、先生、友人、知人、地域の人、来客の方々にはあいさつをしよう。先生や目上の人への言葉づかいや態度は敬意を忘れないようにこころがけ、友人間も相手の気持ちを考えて節度ある言葉をつかいましょ。」(寝屋川市)と、「目上の人」に特別の規定がある場合もある。「職員室に用件があるときは、扉付近で自分の名前と用件を大きな声でいう。」(東大阪市)と、具体的に示している場合もある。

⑬校外生活について

登下校中に関しては、「寄り道(お店、友人宅、公園、道路でのたむろ)は禁止、著しく逸脱する場合、指導して保護者に連絡します。」(大阪市)、「買い食い・飲食(アメ、ガムなどのお菓子も含む)禁止」など、寄り道・買い食いの禁止規定がある場合が25.5%ある。「複数で登下校しよう」など、不審者への注意をうながす規定もある。「信号を守る、広がって歩かない、横断歩道をわたるなど、交通

マナーを守る」(東大阪市)のように、交通安全への警告が書かれることもある。「万が一、不審者にあったり、被害にあいそうになったら、すぐに警察(110番)に通報して、学校にも知らせてください。」(東大阪市)と、不審者への警告を書いている場合もある。

立ち入り禁止場所について、「遊技場その他中学生にふさわしくない場所に入りしないように」(岸和田市)という場合がある。「遊技場」がなにをさすかが、中学生にとって明白ではないと思われる。「ボーリング場、スケート場、プール、ゲームセンターなどの遊技場、映画館、喫茶店、カラオケボックス、他繁華街への出入りは保護者か、それに代わり得る人が同行すること。」など、保護者同伴を求める場合もある。映画館に関しては、あくまで映倫による自主規制であるがそれによって保護者同伴が求められるのは12歳未満の場合である。「友人同士で繁華街やゲームセンター、カラオケ、その他の商業施設にはいかないこと。」(東大阪市)と友人同士は禁止、という場合もある。

「他校生との交遊は避ける」(豊中市)という規定もある。トラブル防止のためかと思われるが、この規則を厳密に守ると、たとえば塾で知り合った友達や部活動を通してできた他校の友達とも交遊が禁止されることになる。その必要があるとは通常は考えられない。「トラブル防止」のために「対処療法的」につくられた規則が、他の問題をひきおこしてしまう可能性を発生させる。

なお、アルバイト禁止規定をおく規定は散見される。学齢生徒の使用は労働基準法第56条1項により原則として禁止されているが、例外もある。生徒の経済的事情を一切考慮せずに禁止してよいか、という問題はある。一方で「事情がある場合は担任に相談すること」(大阪市)という場合もある。

⑭携帯電話、スマートフォン、SNS などについて

携帯電話、スマートフォン SNS に関しては26.8%に規定がある。持ち込み禁止規定(あるいは届出規定)が見られる。「スマートフォン・携帯電話やインターネットの利用等は、保護者の管理のもと、適切に活用しましょう。」などとある。SNS に関しては、「思いついたことやその時の感情を安易に SNS や掲示板に書き込まない。」「SNS で知り合った人とは合わない。(トラブルになる危険性が非常に高い)」(大阪市)と、注意事項を明文化しているところがある。

ラインに関しては、「グループ LINE が少しでもしんどく感じている人。思い切って退会しましょう。」「みんなに通知が届くグループ LINE。10時以降はUPしない。」「寝る前には携帯を家族に預けましょう。枕元においていると気になって睡眠を妨げます。」(豊中市)などと細かな指示をしている場合がある。しかし、今のところ SNS に校則で言及している学校は少ない。今日、SNS に関する指導をまったく行っていない中学校があるとは考えにくく、校則以外で指導規準をつくっているかと思われる。それには、新たに発生してきた問題に関して、校則の「改正」による対応が簡単にできないという事情があるとも考えられる。

⑮校則の制定・改廃規定について

校則に、校則の改廃規定をおいているところはまずない。「生徒心得は生徒会規約とことなり最終的には職員会議で決定されます。ただし職員会議で否決されても、再び提案することができます。」(寝屋川市)とあるのが、今回見たなかで唯一の改正規定であった。改正規定が明記されていないことは、生徒にとっては校則に問題を感じた時にどのように訴えかけたらよいかさえわからないこととなる。

「声をあげる」ことが難しくなることが容易に考えられる。

「通学靴や靴下、防寒着・防寒具に関する規定」を「生徒会で決めた決まり」と明記しているところ(高槻市)、校則の一部を「生徒会で話し合い校長の承認のもとに決定されたものである。」(大阪市)、と遵守をよびかけるために補強的な理由となるように明記している場合はわずかながらある。また、服装について「ここまで来るには多くの人達(卒業生・保護者・地域の人々)の意見と長い時間(年

月)がかけられました。」(豊中市)と由来を説明しているものもある。生徒に対して校則への納得を高めるために書かれていると考えられる。靴下は「白,黒,紺の無地のソックス」としたうえで「2021年生徒会執行部によりグレーの靴下着用可」(東大阪市)と明記されているところがある。生徒会による「見直し」が「マイナーチェンジ」におわっていたのかとも考えられる^⑧。

⑩法律や条例について

校則が決まりであるとして、同じ決まりである法律や条例に触れているものは少ないといわざるをえない。自転車通学を認めている中学校では、大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例(2016年)を引用しているもの(高槻市)、交通違反に罰則金の規定や自転車保険の加入の義務付けを明記しているものがある。「午後7時以降にゲームセンター,カラオケBOX等に行くことは条例で禁止されています。(保護者同伴も午後10時以降禁止)」(寝屋川市)など、大阪府青少年健全育成条例をふまえているものがある。

「暴力行為は厳しく指導・対応させていただきます。(大阪府教育委員会“問題行動への対応チャート”を参考に対応)」(東大阪市)と、教育委員会の方針に言及している場合も稀にはある。「対教師暴力,器物損壊,悪質ないじめ...その他重大な問題事象が発生した場合は,関係諸機関(...警察),少年サポートセンター等」に連絡する(東大阪市)と、明記されている場合もある。

「個人が特定できるような,文章や写真をインターネット(とくにSNS)にアップロードすることは,法律で禁止されています。」(茨木市)とあるが,たしかに不法行為となる可能性があるが,本人の同意を得ている場合という例外に言及しないなど,法律に対する誤解へとつながる表現かと思われる。

多くの学校において,校則と法律や条例は別のもと考えられているとあってよいであろう。

第2節 2021年の中学校校則の特徴について

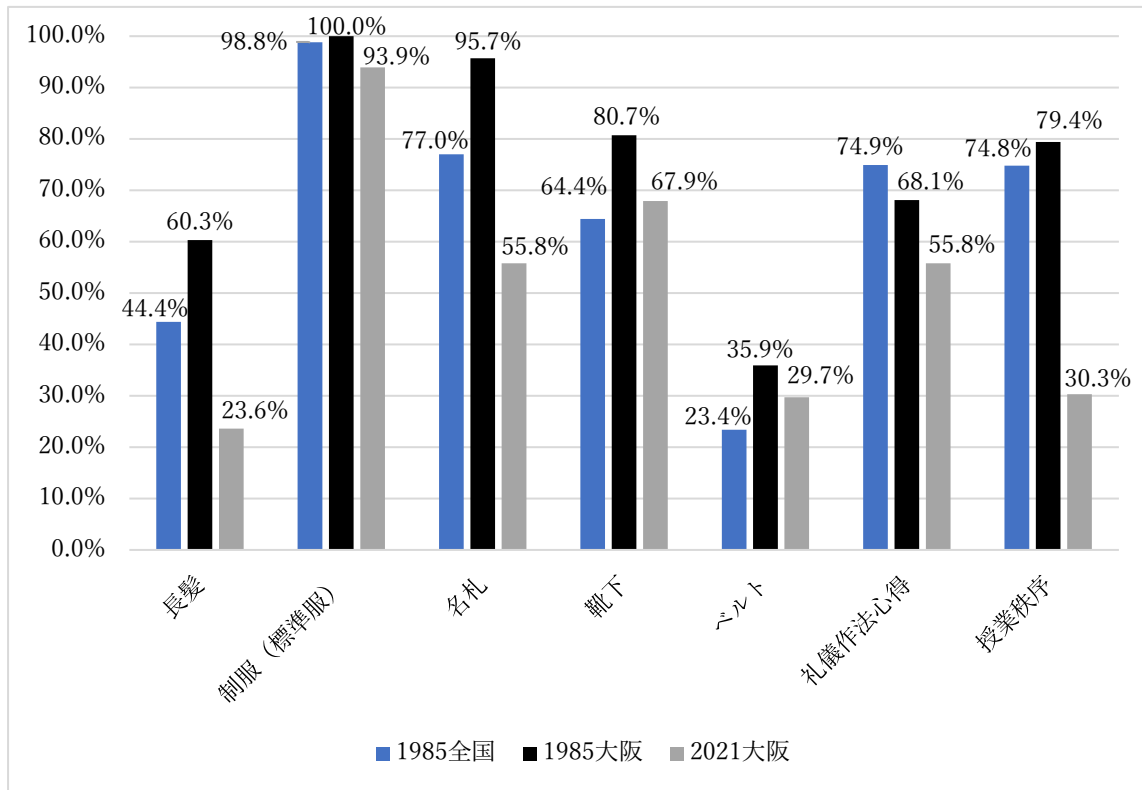
(1) 1985年中学校校則との比較

ここでは,前述した1985年に行われた坂本秀夫の調査項目を参照し,2021年の校則との比較を行う。坂本は大阪府内で141校,当時の府内公立中学校の27.6%の校則および全国1125校,10.1%を収集したうえで分析対象としている。同調査(坂本は大阪府のみならず,全国調査も行っている)参考までにそちらも含めている)および本件調査によって得られたデータは【図1】および【図2】の通りとなる。データおよび坂本の論稿に依拠しながら以下を論じる。

全体としてほとんどすべての項目で1985年のほうが,規定がある比率が高い。唯一「夜間外出禁止規定」のみが2020年のほうが比率が高くなっている。大阪府青少年育成条例により夜間外出規定が制定されたのは1984年であるが,それが後に定着していったというゆえであろうか。全体として1984年のほうが「厳しい」傾向にあることは否定できない^⑨。後述するが,1984年に存在した規制が,2021年には全くみられなくなっている場合もある。

①長髪

1985年には,「長髪の禁止」規程がおかれること,あるいは「前髪が眉にかからない」「耳にかからない」「襟にかからない」という規定があったが,その割合は減少している。1985年に大阪府内の14.9%,全国平均で33.5%あった「丸刈り」校則は完全に姿を消している。一か所だけ「頭髪はのぼしても,丸刈りでもよい。」(大阪市)とかつての「丸刈り校則」の遺物かのような規定がみられた。丸刈り,おかつぱなどの「特定の髪型に限定する」タイプの校則は今日ではみられない。



【図1】1985年と2021年の校則の比較(1)

②制服・標準服, 名札, ベルト, 靴下

服装に関して、「制服」あるいは「標準服」を定める学校がある。両方をあわせると、1985年には100%であった。2021年には94%と高い比率を示している。ただし、校則に制服(標準服)の規定がないが事実上生徒が制服・標準服で通学していることはありえる。標準服の表記をつかうところも増えているが、事実上制服とおなじ強制力があるという可能性がある。判例上は制服・標準服とも購入、着用の義務はない⁽¹⁰⁾。あくまで「推奨する服装」の位置づけのはずである。

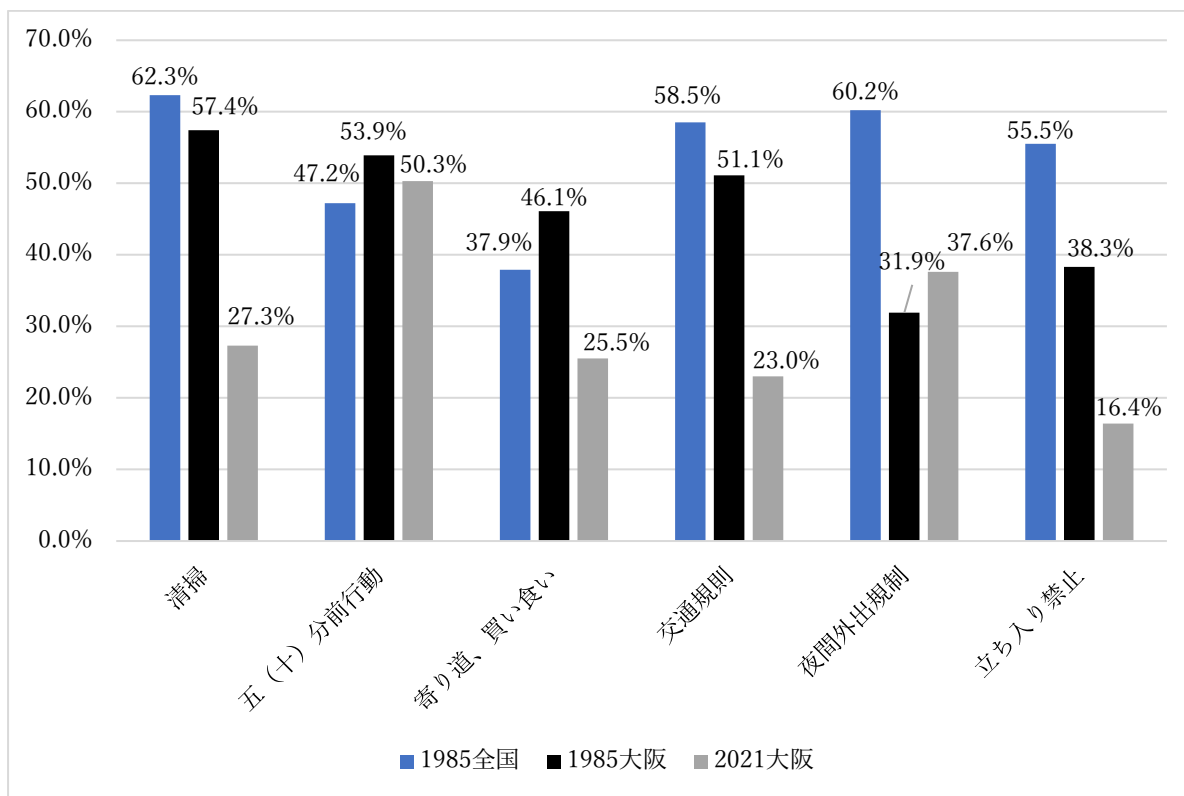
1985年には制帽の規定も70%の中学校にあったが、今日では姿を消している。それは、丸刈り校則とセットと考えられるところもある。

「名札」、「靴下」、「ベルト」に関してはいずれも割合がさがっている。名札に関しては個人情報保護や防犯の問題が強く意識されるようになったという事情もあると考えられる。しかし、靴下に関して細かい規制があったことは、あまり変わっていない。

③礼儀作法心得・授業秩序

「礼儀作法心得」に関して、比率が減少している。現在でも「あいさつ」に関する規定は多くおかれている。1985年には礼儀に関する規定も、「職員室に入るときは『失礼します』とってはいる」「先生と話すときには姿勢を正し、ポケットに手をいれたりしない」ということまで明記されていたりした。

「授業秩序」に関しても例えば、「正しい姿勢で授業をうけること」「授業妨害は周囲の迷惑になるので絶対にしないこと」(東大阪市)などの規定はあるが、その比率は減少している。1985年頃ほどには「校則によって授業秩序を維持する」という観念は薄くなったと思われる。



【図2】1985年と2021年の校則の比較(2)

④清掃，五（十）分前行動

「清掃」に関しては、規定がおかれている割合は半減している。かつては、清掃時の服装規定（例えばトレパンに着替える）ということもあった。掃除の間は「終始無言」という校則は現在ではみられない。清掃のルールに関しては規定があっても「時間通りに、決められた清掃分担の場所に行く。掃除時間が終わるまでに、与えられた役割を果たす。担当場所の掃除が早く終わった場合、教室に戻り、掃除を手伝う。」（八尾市）のような簡素なものとなっている。

「五（十）分前行動」に関しては、「本鈴は8時35分ですが、ゆとりを持たせるため、閉門の8時25分までに登校」「8時30分までに登校すること。8時35分をすぎて教室に入らないと遅刻になります。」などという規定がある。その比率は約半分であることがほぼ変わっていない。始業時間に遅れるのは遅刻であり、その何分前に登校するかは個々人で判断することかとも思われる。しかし、一部の学校ではどの程度前に登校すべきかについてまで「心得」として定めている。

なお、1985年には、「ハンカチ・チリ紙」の規定が中学校校則にあったが、現在ではほとんど姿を消している。

⑤寄り道，買い食い，交通規則，夜間外出規制，立ち入り禁止

登下校時の「寄り道，買い食い」に関しては、依然として四分の一の学校に規定がおかれているが、やはり減少している。「交通規則」に関しても同様である。交通事故の件数が減少していることを反映しているのであろうか。

「夜間外出規制」に関してだけは規定がおかれている比率が増加している。大阪府青少年健全育成条例が1984年に制定されて、周知されるようになってきているから、あるいは防犯意識が高まっているからかと思われる。

校外生活における「立ち入り禁止」場所についてはここ30年のあいだに大きく減少している。2021

年にも既にのべたような「禁止場所」を定める規定がある。1985年には「映画観覧の規制」が約三分の一にあったことを、坂本は1985年に既に「時代遅れの規則」と評している⁽¹¹⁾。2021年にも「安全上、映画、繁華街へは必ず保護者と一緒に行きましょう」（東大阪市）という規定は稀ながらにはある。

1985年には「外出時の服装」を制服とするのも約四分の一にあった。さすがに、今日では姿を消している。「生徒の安全を守るため、学校が特定される服（制服・体操服など）で遊びに行かない。帰ったら着替えること」（茨木市）と、制服着用のまま遊びに行かない規定さえ存在している。

そもそも、校外活動に関しては、校則で規定をおくべきことか、という問題がある。規定をおかない学校が2021年に増加していることは確かである。学校外の生活はプライベートであり、個人の問題という観念が広まってきているゆえであろう。

（2）高校との比較

筆者がかつておこなった、2020年の高校校則について調査結果を比較するに、中学校と高校の違いみると以下の点が指摘できる。

「他の教室にはいかない」「他の学年の教室にはいかない」という規定は中学校にのみ見受けられる。高校のほうが選択授業が多いからとも思われるが、中学校のほうがトラブル防止の必要性が高いと認識されているためと考えられる。中学校で「アルバイト禁止」および「懲戒処分の規定」に関しては中学生は学齢児童でありそもそも法律による制限が厳しいこと、公立中学では法令上訓告のみ停学・退学処分はできないことから校則で言及していることは少ない。

服装（セーター、カーディガンなど）や靴下の色指定も中学校のほうがはるかに多い。およそセーターが「黒・茶・グレー、紺、白」（あるいはその中の数色）にかざられる、あるいは下着の色に関する言及は中学校のほうが多い。これらは「年齢相応」による違いとも考えられる（中学生だからといってそのような規制は不要という考え方もあるが）。しかし、前述のとおり大阪府内の公立高校の校則は公開が前提となっているゆえ、公開される時期にそのような校則は削除された可能性がある⁽¹²⁾。校則が公開されることは、校則が多くの人の目に触れることとなる結果をもたらす改善に資することができると考えられる。

中学校で見受けられる「自転車通学禁止」「現金をもってくることの禁止」「携帯・スマホの禁止」などは高校ではまずみられない。これらは、中学校と高校との通学距離の違いに起因するものである。

4 まとめにかえて ～2022年『生徒指導提要』改訂に関することも含めて

大阪府内の公立中学校校則の現状に関し、調査することによって新たに得ることができた知見を中心にまとめる。次いで、2022年『生徒指導提要』改定案からみた校則の現状について検討する。

中学校の校則に関してはここ30年のあいだに、規定は減少する傾向にあり、特に校外生活に関する校則による干渉は明らかになくなってきている。

服装、頭髪に関しては制限の方法は30年前とは変化しているものの相変わらず「細かい規制」がつづいてると判断できる。服装に関しては、制服の着方の問題や制服以外の衣類（靴下、靴、カーディガンなど）に不要とも思われる指定が行われていることがある。「靴下の色」の指定など「教育的意義」があるのかどうかはわからない規定も少なくない。

頭髪に関しては、「染髪」はほとんどの学校で規定がおかれている。「生まれつき茶髪」などの生徒に関して、中学校校則に「地毛証明書」を求めているところはなかった。大阪府内の高校では2017年

11月の時点（黒染訴訟が提起された直後）で6割の高校が「地毛証明書を求めている」と報道されている⁽¹³⁾。

1985年との比較をするに、時代とともに学校外にかかわる規定（たとえば外出時に制服、映画館などの立ち入り禁止）は減少するなど、校則が変化しているところもある。一方で「旧態依然」といわざるをえない校則が続いているところもある。合理性がない「規則ゆえの規則」としか思えないような「校則を守らせる指導」が行われるのは1975年頃からの「校内暴力」の時代にはじまったと考えられる⁽¹⁴⁾。それが、形はかわっているところはあるとはいえ、今日にも残存しているといえる。

文部科学省『生徒指導提要』はまず、2010年にだされた⁽¹⁵⁾が、本稿執筆時（2022年9月）では改訂作業が行われ「改定案」（2022年8月、以下「案」）は公開されている⁽¹⁶⁾。「案」は校則に関する記述を2010年版に比較して大きく増加させている。

「案」は「意義を適切に説明できないものについては、…適切な内容か、現状にあう内容に変更する必要がないか」と述べるが、果たして例えば女子生徒が髪をくくるゴムが「黒・紺」はよくて「白」はいけないということを合理的に説明することはできるのでしょうか。このような「細かすぎる校則」は減少傾向にあるとはいえ、まだまだ問題は残っていると考ええる。

「案」には「児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましい」「校則を策定したり、見直したりする必要がある場合に、どのような手続きを踏むべきか、その過程についても示しておくことが望まれる」とある。校則の改訂規定が明記されているところは今回の調査対象のうち一校のみであった。それでは、生徒が仮に「校則を変えたい」と意見を表明したいと考えたときに、どのようにしてよいかわからない、とよいかねない。学校側としても「一度できた校則を改めることができにくい」「学校にとっても変え方が定かではない」となる可能性がある。校則の改廃が多くの人の意見によるのではなく、少数の関係者のみで決定したために恣意的な内容となってしまう、制定後に支障がでてしまう可能性がある。「生徒・地域保護者・教職員の三者」からなる「校則検討委員会」を設置している学校もある⁽¹⁷⁾が、そのような学校はいまだ少数にとどまる。「校則のホームページへの掲載」は大阪府内の公立高校では行われてはいるが、中学校ではすすめられていない。

「案」に「少数派の意見も尊重しつつ」とある。女子生徒に「スラックス」着用をみとめ、スカート履きたくないというおそらく少数派の意見を尊重する方向にはあるといえる。しかし、まだすべての学校に至っているわけではない。また「茶髪の禁止」という生まれつき茶髪の生徒に配慮のない書き方もわずかながらに残っていた。

「案」にもとづいた方向性で「校則の見直し」を行うには、まだまだ見直すべき点が残っていることを今回の調査は示しているといえる。

本研究は大阪府内の公立学校のみを対象とするものであって、他の地域や私立学校については今後の課題となる。また、『生徒指導提要』の正式改訂は今後であり、大阪府内においても「校則の見直し」は未だ進行中といわざるをえない。後のさらなる動向に注目していきたい。

注

(1) 例えば、『朝日新聞』2017年11月30日など。

(2) 『令和3年度 市町村教育委員会に対する指導・助言事項』大阪府教育委員会、2021年。

(3) 文部科学省「校則の見直し等に関する取組事例」（2021年6月8日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00004.htm

(4) 近年の「校則見直し」のある中学校での一例にふれるものとして、河崎仁志「校則改革で得られるもの」

河崎仁志・斉藤ひでみ・内田良編『校則改革』東洋館出版社，2021年，10-38, i-viii 頁。

- (5) 泉佐野市 5, 茨木市 14, 大阪市（中央区, 西区, 住之江区, 西成区, 東住吉区）32, 岸和田市 10, 吹田市 18, 高槻市 18, 豊中市 18, 寝屋川市 12, 東大阪市 25, 八尾市 16, の市立中学校の校則（生徒心得）を入手した。大阪府内公立中学校（夜間中学を除く）の約 40%を入手している。
- (6) なお，私立学校の校則を中心とする資料としては，『生徒心得に関する資料集』1986年，東京都私立学校教育振興会，がある。
- (7) 京都地裁，昭和 61 年 7 月 10 日，千葉地裁，平成元年 3 月 13 日など。大津尚志『校則を考える』晃洋書房，2021年，p.52, 54 参照。
- (8) 内田良は「校則の見直し」が「マイナーチェンジ」「コストパフォーマンスが悪い」ことになりがちなことを指摘している。内田良「個性尊重のため先生が闘った」川崎他編，前掲書，pp.214-240。
- (9) 同様のことは，高校校則においても 1989 年と 2019 年の比較調査から妥当する。大津尚志「校則に関する調査」『校則を考える』晃洋書房，2021年，pp.39-50。
- (10) 前掲書，注 7。
- (11) 坂本，前掲書，p.26。
- (12) 例えば，岐阜県（校則を公開している県）の学校安全課長は「校則を公開することで学校の内外で興味関心が高まり，議論がしやすくなった。生徒たちの間では，『自分たちで作ったから校則を守る』といった動きも出てきている。先生側も校則が適正かどうか考え，企業側に意見を求めるなど積極的な動きが出てきている」と発言している。NHK 首都圏ナビ「校則は公開が適切」生徒指導提要の改定案『見える化』でどうなる」<https://www.nhk.or.jp/shutoken/newsup/20220829b.html> なお，尾形加奈恵・本多明生「高等学校におけるホームページを利用した校則の情報公開状況に関する研究」『静岡理工科大学紀要』30, 2022年，pp.23-32.は，静岡県内の高校でホームページで校則の情報公開がほとんど行われていない理由の一つを「学校へのマイナスの影響の懸念や校則の見直しが不十分であること」を挙げている。
- (13) 『毎日新聞』2017年 11 月 12 日。
- (14) 大津尚志，前掲書，p.32。
- (15) 文部科学省『生徒指導提要』教育図書，2010年。
- (16) 「生徒指導提要改定案」https://www.mext.go.jp/content/20220825-mxt_jidou01-000024689-2.pdf
- (17) 東大阪市立小坂中学校ホームページ <https://school.higashiosaka-osk.ed.jp/kosaka-j/notice/index/125/9878>

（なお，インターネット記事の最終確認はいずれも 2022 年 9 月 7 日である。本稿の脱稿後 2022 年 12 月 6 日に，改訂版『生徒指導提要』が公開された。最終版では校則に関するところは「案」のまま実質的な変更は行われなかった。「案」を「生徒指導提要（改訂版）」と読み替えていただきたい。）